

建設業法施行規則等の一部改正の概要について

1 主な改正内容

【令和5年1月1日改正】

(1) 経営事項審査におけるその他の社会性(W)改正の概観

- ・ 現行の「労働福祉の状況(W1)」、「若年の技術者及び技能者の育成及び確保の状況(W9)」及び「知識及び技術又は技能の向上」に関する取組の状況(W10)に新設した「ワーク・ライフバランスに関する取組の状況」「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」をあわせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価。
- ・ また、「建設機械の保有状況(W7)」及び「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W8)」の加点対象を拡大・追加。

【現行】		【改正後】	
項目	評点(最大)	項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況	(45)	W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	(77)
①雇用保険の加入状況	-40	①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40	②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40	③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15	④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法廷外労災制度の加入状況	15	⑥法廷外労災制度の加入状況	15
		⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
		⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
		⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5
		⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15
W2 建設業の営業年数	60	W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20	W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令順守の状況	-30	W4 法令順守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30	W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25	W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加点)	15	W7 建設機械の保有状況 (既存の6機種他に加点対象を拡大)	15
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)	W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)
①ISO9001	5	①品質管理に関する取組(ISO9001)	5
②ISO14001	5	②環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21)	5
W9 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2		(EA21は3点)
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10	合計(最高点)	237
合計(最高点)	217		

W1に再編

拡大

追加

Wの素点が大きく増加することから、総合評定値P点への換算式を変更。(詳細は(1)-3参照)

新設

(1)-1 W1-9 ワークライフ・バランスに関する取組の状況

- ・ 内閣府による「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定に基づき、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若年雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価。

認定の区分	配点	
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし(第3段階)	4
	えるぼし(第2段階)	3
	えるぼし(第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

取得している認定のうち最も配点の高いものを評価(最大5点)

(例) 「プラチナえるぼし認定」「トライくるみん認定」を取得している場合「ユースエール認定」⇒配点の高い「プラチナえるぼし」を評価し5点

※ 「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等により認定の取得状況を確認する
 ※ 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象としない

(1) - 2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

- ・ CCUSの活用状況を加点対象に追加。
- ※ 令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事	
① 日本国内以外の工事	〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事) 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事 〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕
② 建設業法施行令で定める軽微な工事	
③ 災害応急工事	

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点
① CCUS上での現場・契約情報の登録
② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出
※直接入力によらない方法 就業履歴データ登録標準API連携認定システム(https://www.auth.ccus.jp/p/certified)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

(1) - 3 W1-10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容

- ・ W1-10については、審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について、審査項目に追加し、審査対象期間外である場合は加点評価は実施しない。
- ・ 当該項目追加に合わせて、P点に占めるW点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数を以下のように変更。

現行	施行日(令和5年1月)以降 ※ WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加	CCUSの導入状況の審査項目追加後 ※ CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加
1,900	1,900	1,750
200	200	200
(P点に占めるウェイト: 14.32%)	(P点に占めるウェイト: 14.59%)	(P点に占めるウェイト: 14.40%)
		※ 現行を維持した場合のウェイト: 15.44%

係数変更による影響例

	2023/3期	係数の変更	2024/3期	
W点の合計値	100	→	100	○ W点の変更がなかった場合を仮定 (W点各項目合計100点)
(W)	950		875	
(P)への換算値	142.5		131.25	

参考 現行のP点(総合点)への換算式
 $(W) = W\text{点項目ごとの合計点数} \times \text{係数} 1900/200$
 $(P) = (X1) \times 0.25 + (X2) \times 0.15 + (Y) \times 0.20 + (Z) \times 0.25 + (W) \times 0.15$